

役務の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。
令和5年8月30日

地方独立行政法人奈良県立病院機構
奈良県総合医療センター
院長 松山 武

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県総合医療センター
ベビー用寝具等提供業務および洗濯業務委託 一式

2 業務内容の仕様

入札説明書及び仕様書のとおりとします。

3 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

奈良県総合医療センター
(奈良市七条西町二丁目897-5)

5 入札方法

入札は、本業務を行うために要する一切の諸経費を含めて積算した、上記第1の3に示す委託期間の総額 (36ヵ月分)で行います。金額は1円単位までとします。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 入札の日時及び場所

令和5年9月20日(水) 午前11時00分
奈良県総合医療センター 4階 事務エリア 会議室2

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から10のいずれにも該当する者が、この入札に参加することができません。

- 1 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項および第2項の規定に該当しない者であること。
- 2 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- 3 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告

示第425号)による競争入札参加資格者で、主たる営業種目が〇1「賃貸業務」、かつQ7「諸サービス」の⑪洗濯業務で登録をしている者であること。

4 公告日から本業務の入札の日までの間のいずれにおいても民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社再生法(平成14年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われているものでないこと

5 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。

6 一般社団法人医療関連サービス振興会による「医療関連サービスマーク」認定を受けているもの、又は認定を受けていない業者にあつては「医療法施行規則第9条の14」に示す基準に適合していることの確認ができるもの。

7 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。

8 この公告に示した役務を確実に履行できる者であること。

9 次に掲げる(ア)から(カ)のいずれの要件にも該当しないものであること。

(ア) 役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。))第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。))である。

(イ) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与している。

(ウ) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。

(オ) (ウ)及び(エ)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(カ) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「購入契約等」といいます。))に当たって、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している。

10 その他、入札説明書・仕様書に記載されている条件を満たしていること。

(奈良県入札参加資格審査の問い合わせ先及び申請場所)

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係(県庁主棟1階)

電話（直通） 0 7 4 2 - 2 7 - 8 9 0 8

第4 入札参加手続き等

1 問い合わせ先及び契約・発注担当課

〒630-8581 奈良市七条西町二丁目897番5号

奈良県立総合医療センター 財務課 用度係

電話番号（ダイヤルイン） 0 7 4 2 - 5 2 - 4 8 2 0

（代表） 0 7 4 2 - 4 6 - 6 0 0 1

F A X 0 7 4 2 - 4 6 - 6 0 1 1

ホームページ <http://www.nara-hp.jp/>

メール sogo-yodo@nara-pho.jp

2 入札説明書、入札仕様書等の交付方法

ア 交付期間 公告日から令和5年9月8日(金) 午後5時まで

イ 交付方法 地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県総合医療センターのホームページ(<http://www.nara-hp.jp/>)のお知らせ内「公告」よりダウンロードして下さい。なお交付期間を過ぎますと、ダウンロードはできませんのでご注意下さい。

ウ 交付資料 入札説明書

入札仕様書

競争入札参加申込兼適合規格承認申請書【様式1】

業務履行確認書【様式2】

質問書【様式3】

入札書【様式4】

委任状【様式5】

契約保証金免除申請書【様式6】

辞退届【様式7】

各製品の納品の可否【様式8】

第5 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

ただし、第一交渉権者が契約を締結しない場合には、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第18条第2項に定めるところにより、入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償金として納付しなければなりません。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第27条第1項ただし書の規定（保険会社との間に地方独立行政法人奈良県立病院機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国、地方公共団体又は地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者等）に該当する者は免除します。

4 入札者に要求される事項

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、競争入札参加申込書兼適合規格承認書等の必要資料を、令和5年9月8日（金）午後3時まで提出しなければなりません。

なお、奈良県総合医療センターから、入札参加資格確認申請書等の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

（提出先） 上記第4の1に同じ

- (2) (1)により提出された競争入札参加申込書兼適合規格承認書等に基づく適合規格の適否については令和5年9月14日（木）にメールにて通知予定です。
- (3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第8条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 第一交渉権者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を第一交渉権者とします。

8 契約の不締結

契約締結までの間に、第一交渉権者について次のいずれかに該当する事があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 第一交渉権者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 第一交渉権者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 第一交渉権者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、第一交渉権者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除きます。）において、当センターが当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

9 契約の解除

契約締結後、契約者について9の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本医療センターに報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、8の（1）、（3）、（4）及び（5）中「第一交渉権者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

10 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。